

R 7 広見小

いじめ防止基本方針



富士市立広見小学校

< 目 次 >

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方	P 1
1 いじめの定義	P 1
2 いじめの基本的認識	P 1
第2章 いじめ防止等のための対策	P 2～7
1 いじめ対策組織の設置	P 2
2 いじめの未然防止	P 3
3 いじめの早期発見	P 5
4 いじめに対する早期対応	P 5
5 家庭・地域との連携	P 6
6 関係機関との連携について	P 6
7 インターネット上のいじめを発見した場合	P 6
8 重大事態への対処	P 6
9 いじめの解消	P 7
10 保護者用 いじめの「早期発見・早期対応」のためのチェックリスト	P 8
第3章 いじめの組織的な対応について	P 9
いじめが起こった場合の組織的対応表	P 9

第1章 いじめ防止等の基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は心身に重大な危険を生じさせるおそれがある。

そのため、日頃から「いじめはどの子供にも起こりうる」「どの子供も被害者にも加害者にもなりうる」という認識をもち、全ての教職員が未然防止に取り組んでいく必要がある。また、いじめを発見した際には、校長のリーダーシップの下、「いじめを絶対に許さない」という強い意志で、計画的・組織的にいじめ問題に取り組んでいくことが重要である。

富士市及び富士市教育委員会は、全ての児童が尊重されるべき価値ある存在であることを保持する目的の下、「富士市いじめ防止基本方針」を策定した。これを受け、広見小学校でも「広見小学校いじめ防止基本方針」を作成し、いじめについて、未然防止、早期発見、早期対応、ネット上のいじめへの対応等、全職員が共通理解を図り、丁寧な対応ができるようにしていく。

1 いじめの定義

いじめとは「児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等、当該児童と一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

2 いじめの基本的認識

国が策定した「いじめ防止等のための基本的な方針」では、「いじめ」は執拗な嫌がらせや暴力だけでなく、ちょっとした冗談のつもりでやったことや、良かれと思ってやった行為であっても、その行為を受けた子供が苦痛を感じているのであれば、それは「いじめ」と捉えられる。

いじめは、どの子供にも、どの学校にも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや無視、陰口等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する可能性があることを理解する。

「暴力を伴わないいじめ」であっても、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は心身に重大な危険が生じる可能性があることを十分に理解する。

いじめの加害・被害という関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが大切である。

<具体的に広見小では>

- ・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間外れ、集団による無視。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

第2章 いじめ防止等のための対策

本校は、いじめの防止等のため、この「広見小学校 いじめ防止基本方針」に基づき、広見小いじめ対策委員会を中核として組織的に一致協力体制を確立し、市教育委員会との連携の上、いじめ防止等のための対策を推進していく。

1 いじめ対策組織の設置

広見小では、「広見小いじめ対策委員会」を常設する。構成員は、校長、教頭、主幹教諭、生徒指導主任、該当学年主任、養護教諭、該当学級担任とする。

また、重大事態への対応として、「広見小拡大いじめ対策委員会」を組織する。これは「広見小いじめ対策委員会」のメンバーにプラスして、各学年主任、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）を加えるものとする。

また、重大事態への対応として、保護者会の開催や全校集会を行うものとする。

<いじめ対策組織の役割>

- ① 学校のいじめ防止基本方針に基づく年間指導計画（いじめアンケートや教育相談週間、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるいじめ防止の取組など）の作成・実行の中核的役割を果たす。
- ② いじめの相談・通報の窓口となり、情報を収集・整理・記録して共有する。いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、情報の迅速な共有、関係児童生徒へのアンケート調査や聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定と保護者との連携などの対応をする。
- ③ 学校のいじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行うとともに、いじめ対策として進められている取組が効果的なものになっているかどうか、検証を行う役割を担う。
- ④ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体となる。

○広見小の職員は、いじめ等の些細な兆候や懸念、子供からの訴えを抱え込まず、全てこのいじめ対策委員会に報告・相談し、問題を共有していく。

○広見小いじめ対策委員会（定例会は学校職員で月1回、緊急会議は必要に応じて学校職員とＳＣやＳＳＷを入れて行う。）

2 いじめの未然防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、すべての子供を対象にいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。そのため、全ての児童生徒を対象に、①発達支持的生徒指導として、人権教育を通じて、「多様性を認め、他者を尊重し、互いを理解しようと努め、人権侵害をしない人」に育つように働きかけたり、②課題未然防止教育として、道徳科や学級・ホームルーム活動等において「いじめをしない態度や能力」を身に付けるための取組を行ったりする。

(1) 多様性に配慮した学級づくり

教室に、様々な異なる考えや意見を出し合える自由な雰囲気を確保し、児童生徒がお互いの違いを理解し、「いろいろな人がいた方がよい」と思えるよう児童生徒の間で人間関係が固定されることなく、対等で自由な人間関係が築かれるようにする。

(2) いじめを許さない雰囲気づくり

学級・ホームルーム担任が、いじめられる側を「絶対に守る」という意思を示し、根気強く日常の安全確保に努める取組を行うなどして担任への信頼感と学級・ホームルームへの安心感を育み、学級全体にいじめを許容しない雰囲気を浸透させる。学級担任が信頼される存在として児童生徒の前に立ち児童生徒の間から「相談者」や「仲裁者」が出てくるように働きかけていく。加えて、いじめの傍観者が「仲裁者」や「相談者」に転換するように促す取組を、道徳科や学級活動等において行っていく。

(3) 道徳教育の充実

社会性や規範意識、思いやりなどの豊かな心を育み、心の通う人間関係づくり、コミュニケーション能力の基礎や人権感覚を養うため、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育・人権教育の充実を図ることが大切である。学級経営、各教科、特別活動等においては、道徳の全体計画や教科等の指導計画の中に、道徳教育との関連を示してあるので、計画的・発展的に道徳教育を推進していく。

また、広見小の道徳教育の重点目標「善悪の判断」について、重点的に指導の充実を目指す。

(4) いじめアンケートの実施

各学年、年3回（6月・10月・2月）のいじめアンケートを行い、児童の実態を把握し、いじめが「ある」と答えた子については個別に丁寧に取り組みを行い、面接をする。なお、10月はいじめが「ない」と答えた子についても、一人一人と面接をする時間を設け、普段の生活全般について詳しく話を聞くようにする。話を聞くときには他の児童に知られないよう配慮する。

(5) 情報モラルの育成

各教科の指導の中で、情報に関わる基本的な法律やセキュリティを理解し、情報社会の特徴やメディアの特性を考えてリスクを回避し、適切な判断・行動ができるように指導していく。また、他者への影響を考え、人権、知的財産権など、自他の権利を尊重できるよう、情報モラルを育成していく。

(6) いじめ防止等のための対策に従事する人材の確保

生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置や、養護教諭を含めた教職員の配置など、教職員の目が行き届き、児童一人一人に対してきめ細かく対応できる環境を整備する。

SC、SSW、教員経験者など、外部専門家の活用を推進する。

(7) 子供の自主的活動の場の設定

ア 児童代表委員会における全校規模の協議

児童代表委員会において、運営委員会が「広見小のみんなが仲良くなるためにはどうしたらよいか」について考える議題を設定し、全校体制で学級ごとに話し合い、それを児童代表委員会で協議することにより、子供が主体的によりよい人間関係づくりについて考え、行動していく機会をつくる。

イ 子供自らが自分たちの問題を解決していくような児童会活動

挨拶は、人との関わりを有効にする最初のコミュニケーションである。気持ちのよい元気な挨拶を学校中に広めることで、誰とでもコミュニケーションが図れるよう、心と心が触れ合える人間関係を育てていく。

よりよい人間関係を築き、健やかでたくましい心を育むため、子供自らが自分たちの問題を解決していくような児童会活動を行っていく。(例 たてわり活動、ふわふわ言葉を使おう、委員会で企画する集会等)

(8) 保護者や地域への啓発

保護者や児童に向けて、「学校だより」等でいじめ問題について触れることで、いじめ問題に関して学校が積極的に取り組んでいることを啓発する。そして、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には直ちに学校に相談するように呼び掛ける。

(9) いじめに関する教職員の研修

ア いじめに関する校内研修

「広見小学校いじめ防止基本方針」の確認、共通理解を図る研修、及び、スクールカウンセラーを講師とした研修を実施する。

教職員の不適切な認識や言動がいじめの発生を許し、いじめの深刻化を招きうることに注意する。特に体罰については、暴力を容認するものであり、児童の健全な成長と人格の形成を阻害し、いじめの要因となりうるものであることから、教職員研修等により、体罰禁止の徹底を図る。

イ 校内研修の充実

研修主題 情報活用能力を発揮し、学びを深める子の育成

～「集めて つなげて 考える」追究したい問いを創り出す授業を通して～

仲間と関わり、認め合える雰囲気の中で、「友達の意見に耳を傾け、声にならない思いに心を向け、自分とは異なる多様な考えを受け入れようと思いやりながら聴こうとする子」「自分とは違った考えに触れ、比較しながら聴くことで納得したり、多様な意見を聞いて考えることで新たな解にたどり着いたりする子」を育てる。

3 いじめの早期発見

(1) 子供の実態把握

ア 日常生活の観察

学級担任だけでなく、教師集団全員で行う。また、保護者や地域の方々と意識的に信頼関係づくりを行い、情報収集の依頼を協力する。

イ アンケートの実施

いじめは、固定した人間関係の中でのみ起こるものではなく、変動することからいじめアンケートを年3回実施する。(6月・10月・2月)

☆いじめ撲滅強化月間を設ける。(10月)

4 いじめに対する早期対応

(1) いじめの情報を受けた場合は、直ちにいじめ対策委員会を開く。

いじめの発見・通報を受けた場合は、特定の職員で抱え込まず、速やかに組織的な対応を図る。

(2) いじめ対策委員会が中心となり、いじめ対応イメージを共有し、組織的に対応する

ア 情報を集める

いじめに関する情報をいじめられた児童、いじめたとされる児童、周りの児童や保護者、地域の方等より事情を聞き取り、十分に状況を確認する。

イ 指導・支援体制を組む

いじめ対策委員会において具体的な取り組みを協議・確認し、組織的に適切な指導・対応ができるように、対応イメージを全職員で共有する。

ウ 子供への支援・指導を行う。同時に、保護者と連携する

いじめが確認された場合には、いじめをやめさせ、再発を防止するように、組織的な対応を行う。いじめを受けた子供とその保護者に対する指導や支援、いじめを行った子供とその保護者に対する指導と助言を行うが、その時だけでなく、継続的に行っていく。

また、必要に応じて、心理、福祉等に関する専門家の協力を得て関係機関と連携した指導、支援や助言を行う事も大切である。

(3) いじめられた子供への配慮やいじめた子供への処置

まず、いじめを受けた子供の安全・安心を確保、保証することが第一である。いじめを受けた子供が安心して生活し、学習に臨めるように対応しなければならない。

また、いじめを受けた子供の保護者と、いじめを行った子供の保護者との間で争いが起きることのないように、両保護者と情報を共有するなど、必要な措置を取る。

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められたときは、警察と連携した対応をする。特に、子供の生命、身体または財産に重大な被害が生じる恐れがある場合は直ちに警察へ通報し、適切な援助を求める。

5 家庭・地域との連携

地域全体で子供を見守り、健やかな成長を促すためには、学校・家庭・地域との連携が必要である。学校関係者と PTA、地域の関係団体などといじめの問題について協議する機会として、地域の声を聞く会（9月）、民生児童委員との懇談会、学校運営委員会を活用するなど、いじめの問題について地域・家庭と連携した対策を推進していく。

6 関係機関との連携について

いじめ問題の対応において、学校・家庭・地域の連携・協力でも、十分な効果を上げることができない場合などは、市教育委員会、こども家庭課、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携が必要となる。そのため、日頃から教育委員会、こども家庭課、児童相談所等との連絡を密にした協働体制を構築していく。

7 インターネット上のいじめを発見した場合

誹謗・中傷を書き込むことは「いじめ」であり、決して許されない行為である。書き込みが悪質な場合は、犯罪となり警察に検挙されることをいじめた児童及び保護者にしっかり伝える。

8 重大事態への対処

（1）調査

重大事態が発生した場合には、教育委員会に報告し、市教委の指示に従い調査を行う。

調査組織が市教委の場合は全面協力し、学校の場合は市教委指導の下、事態への対処や同種の事態の防止に向け、客観的な事実関係を明確にするために調査する。

調査結果は、市教委が市長へ報告するとともに、市教委または学校が、調査結果をもとに重大事態の事実関係などの情報を、いじめを受けた子供及びその保護者に提供する。

（2）各対応

ア 児童対応（担当：生徒指導主任）

・臨時全校集会等の開催

イ 保護者対応（担当：教頭・主幹）

・臨時保護者会の開催

ウ 警察対応（担当：教頭）

9 いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要因が満たされている必要がある。ただし、これらの要因が満たされている場合であっても、必要に応じて、他の事情も勘案して判断する。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守りとおし、その安全・安心を確保しなければならない。

10 保護者用 いじめの「早期発見・早期対応」のためのチェックリスト

子供の変化チェックリスト

<体の調子>

- ☐ 食欲がない。
- ☐ 体調が悪い。(頭痛・腹痛・吐き気など)
- ☐ 朝になると体調が悪くなる。
- ☐ 理由を言わないアザや傷跡がある。
- ☐ 遅刻が多くなる。

<持ち物の様子>

- ☐ お小遣いが早くなる。
- ☐ 与えていないものを持っている。
- ☐ 携帯などに敏感に反応する。(逆に見なくなる。)
- ☐ 家のお金を持ち出している。
- ☐ 服が不自然に汚れている。
- ☐ 持ち物がよくなる。壊れている。

<就寝の様子>

- ☐ 寝つきが悪そう。
- ☐ 夜中に何度も目を覚ます。
- ☐ うなされている。

<表情や態度>

- ☐ いつもより表情がさえない。
- ☐ 言葉数が少ない。
- ☐ 学校に行くことを嫌がる。
- ☐ 些細なことでイライラする。人や物にあたる。
- ☐ 言葉遣いが悪い。
- ☐ 人を中傷する言動が目立つ。
- ☐ 外に出たがらない。

お子さんが話をしてきたり、相談したりしてきたら

子供の話を聴き

子供の思いを受け止め

心の支えになる

第3章 いじめの組織的な対応について

いじめが起こった場合の組織的対応表

富士市立広見小学校



